

第1回 農地政策に関する有識者会議 概要

日 時；平成19年1月30日（火）10：00～12：00

場 所；農林水産省会議室（飯野ビル8階 農林水産省第5会議室）

出席者；委員；高木座長、櫻井委員、立花委員、忠委員、中村委員、西山委員、
原田委員、福西委員、富士委員、茂木委員、吉川委員、吉水委員
農水省；福井大臣政務官、高橋経営局長、中尾経営局審議官、佐藤構造改善課長他

概 要；

福井大臣政務官挨拶、委員紹介、座長の選出（高木委員）、専門部会の設置、資料の説明等の後、意見交換。

吉川委員；

農地の利用集積については以前から、所有権から耕作権へ、とされているが実現していない。一般に、Aという状態をBに変えるために最も有効なことは、関係者にとってBになった方が得、あるいはAのままでは損、という状況にすることだ。

農地価格がなぜ高いかといえは転用期待があるから。農地は農業のためにあるとすれば転用期待はオプションプライスであり、極端なことを言えば、転用のキャピタルゲインは地方公共団体などの第三者へいくべきという考え方もできなくはない。こういう状況になれば保有を続ける動機も小さくなる。

中村委員；

市町村合併が一段落した中で、農業振興地域の線引きの検証が必要。

農地については、地域の基礎的な資源であることから、国として法的制約をすべき。一般の土地と同じように市場で売買されると権利の主体が分散し集積に支障を来し、耕作者の経営に影響が出る。

北海道では相当程度の農場的な農地集積が進んでいるが、都府県ではまだこれから面的に集積して規模拡大を図ることが必要。このように地域差があり、都府県では当面は平地の農地を優先的に担い手に集積していくことを考える必要。

耕作放棄や不在村地主の農地所有については、農地の所有者としての最低限の責務を位置付けるべき。また、要活用農地以外の農地の活用のガイドラインを作るべき。

茂木委員；

海外に展開する中で、日本の農産物の価格が高いという印象がある。日本の農業の生

産性を上げる必要。

成功体験、サクセスストーリーをつくり、全国の意欲のある担い手に伝えるべき。

忠委員；

農地の集積については、整備事業による条件の良いほ場作りとともに、農地を貸し出す決断をする「心の整備」も必要。

食料自給率に照らして優良農地の面積維持を考えることが重要。これを国民共通の認識として位置付けるべき。

富士委員；

この会議で議論する上で、株式譲渡制限のない株式会社に農地の所有を認めない、転用規制や権利移動統制を堅持する等の枠組みが必要ではないか。その中で様々な改善策を議論していくという理解。

農地保有合理化事業について、一生懸命やっているがなかなか進まない。実態を踏まえ、中間保有の機能も含め、仕組みのあり方について一度基本に帰って検討する必要。

相続した人の農地が不在村者所有となる場合が今後増大すると考えられるので、農地を農地として利用することを担保するための仕組みを早急に検討することが必要。

立花委員；

農地を持っている農家の意識改革が必要であり、後継者難から存続の危機に追い込まれた今こそ改革をやらないと未来はない、という点を国民全体で共有することが前提。集落において、5～10年先の後継者の動向を見据えて自分たちの農地をどうするのかについて話し合うことから始めるべき。

フランスと違って日本の規模拡大が進まない要因として、農地の転用の問題があると思う。無秩序な転用は立て直すことが必要。農地を農地として有効に活用する責務があるという理念を、願わくば農家だけでなく、国民全体で共有できるような状況が必要。

農業が追い込まれている状況にある以上、参入を広く認めて活力を導くべき。法人化の促進がその受け皿になるのではないか。

農業のイノベーションのゲートは耕地の基盤整備にあるのではないか。最先端の工場や施設に匹敵するようにすべき。また、各地域の成功事例をどうすれば他地域に横展開できるかも考えるべき。

原田委員；

農地の利用集積には一応の制度が用意されてきたが、面的集積の面では制度的にも不十分さや、欠落しているところがある。

また、農業経営や農地の相続の問題は、結局、制度的な対応がなされなかった分野。そして、一方で相続による所有者の分散・不在地主化、その土地の遊休化等の問題が出ている。これは一層増えていく。そういう事態に対応できるような利用権設定の仕組み

を考える必要あり。他方、出来上がった経営体を次世代の担い手にどうやって相続・承継させていくかという問題も、今後は重要性を増してくる。

農用地区域等の計画的な転用規制の強化は重要。転用価格の高さは土地利用転換による開発利益の問題の一つ。市街地でのそれを含め、開発利益の公共還元の方策についてはかつて議論されたが、実現されなかった。それを最末端の農地転用のところだけでやれるかどうかは疑問。

日本社会も少子高齢化、人口減少、環境制約などで、よりコンパクトな都市型社会に向かう可能性あり。そうした社会では、農地の開発圧力のあり方も従来とは変わりうる。そのなかで農業生産と農村空間の基盤である農地を、多面的価値をもつ地域資源としてどう位置づけていくかという視点も必要ではないか。

西山委員；

「農業構造の展望」での担い手への集積の望ましい姿は80%としているが、北海道は既に80%となっている。都市地域では資産保有の意識もあるものの、北海道では基本的に農地を生産資源として認識しているからではないか。

大規模農業を展開する基盤には安定した農地制度があったからこそであり、今後とも経営体の権利を守る安定性のある制度の存在が不可欠。制度の見直しではそれを十分考慮することが必要。

福西委員；

農地に関する課題を農業経営で解決するとすればその舞台は農村。農村の持つ歴史、文化と営農機能は不可分で、農業経営と分けて考えることはできない。

農村集落の実情を踏まえる必要がある。一人勝ちはさせないが相互扶助でやっていくという農村感情を生かすことが必要。

吉水委員；

驚いたこととして、1つは農地価格に対する純収益の低さ。これには農地価格を下げるか収益を上げるかのどちらかしかないが、後者の方が現実的。もう1つは農地の分散。農地保有合理化法人の課題について具体的に知りたい。

農村環境や景観の美しさを保つべき。高齢化で耕作放棄地が増えるなら、参入障壁を低くし、新規参入を増すべき。

櫻井委員；

現場の状況をしっかり把握した対応が必要。現場から県を通して国に正確に伝わっているか疑問。現場では、一生懸命担い手として農地を集積したが、それを後継者にどう承継するかという問題もある。また変化への対応を素早く的確に行うことが可能な体制を作ることも大切である。

(以上)